



# 宮 崎 県 公 報

平成20年11月4日（火曜日）第 2030 号

発 行 宮 崎 県  
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
 小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………（障害福祉課） 1
- 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業所の名称（所在地）の変更……………（ “ ” ） 1
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止の届出……………（ “ ” ） 2

頁

### 公 告

- 道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課） 2
- 道路の供用の開始（2件）……………（ “ ” ） 2
- 地域森林計画の案の縦覧……………（環境森林課） 3
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………（ “ ” ） 3
- 肥料の登録の有効期間の更新……………（営農支援課） 3
- 肥料の登録の失効……………（ “ ” ） 3
- 公安委員会公告**
- 警備員等の検定の実施について（2件）…………… 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 832号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成20年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520400146	おおぞら園	宮崎県日南市大字益安1025番地 8	社会福祉法人にちなん会	宮崎県日南市大字益安1025番地 8	平成20年 7 月 1 日	共同生活援助・共同生活介護
4511900070	ヘルパーステーション めだか	宮崎県国富町大字本庄1888	株式会社めだか交通センター	宮崎県国富町大字本庄1888	平成20年 8 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護
4510500129	本町ヘルパーセンター	宮崎県小林市大字細野1892番地 5	株式会社川野ソーシャルワークオフィス	宮崎県小林市大字細野1892番地 5	平成20年 8 月 18 日	居宅介護・重度訪問介護

### 宮崎県告示第 833号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、指定相談支援事業所の名称（所在地）の変更について次のとおり届出があった。

平成20年11月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定相談支援事業所		指定相談支援事業者		変更年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
4530300047	障がい者サポートセンター愛育	延岡市山下町 1 丁目 3 番 5	社会福祉法人愛育福祉会	延岡市大武町5334番地	平成20年 7 月 14 日

宮崎県告示第 834号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510200183	社会福祉法人光生会指定居宅介護事業所光	宮崎県都城市小松原町1141	社会福祉法人光生会	宮崎県都城市小松原町1141	平成20年 7 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護・行動援護
4510500103	上町ヘルパーセンター愛加	宮崎県小林市大字堤2916番地 5	有限会社愛加	宮崎県宮崎市天満1丁目5番11号シャローム 203号	平成20年 9 月30日	居宅介護・重度訪問介護

宮崎県告示第 835号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月 4 日から平成20年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 22号	都城市安久町3263番 2 地先から同市同町3263番 1 地先まで	旧	10.0 ~ 20.1	43.7
				新	11.6 ~ 24.2	43.7

宮崎県告示第 836号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月 4 日から平成20年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
337	県道	城ヶ崎清武線	宮崎市大字本郷北方字島田3078番 1 地先から同市同大字同字3079番	旧	19.5 ~ 22.0	50.0
				新	19.5 ~ 26.5	50.0

1 地先まで

宮崎県告示第 837号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月 4 日から平成20年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	都城市安久町3263番 2 地先から同市同町3263番 1 地先まで	平成20年11月 4 日

宮崎県告示第 838号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月 4 日から平成20年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
337	県道	城ヶ崎清武線	宮崎市大字本郷北方字島田3078番 1 地先から	平成20年11月 4 日

同市同大字  
同字3079番  
1地先まで

## 公 告

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 1 項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成20年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 森林計画区の名称  
五ヶ瀬川森林計画区
- 2 縦覧場所  
宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県西臼杵支庁及び宮崎県東臼杵農林振興局
- 3 縦覧期間  
平成20年11月 4 日から平成20年12月 4 日まで

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 4 項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成20年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 森林計画区の名称  
広渡川森林計画区、耳川森林計画区、一ツ瀬川森林計画区及び大淀川森林計画区
- 2 縦覧場所  
宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県中部農林振興局、宮崎県南那珂農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県児湯農林振興局及び宮崎県東臼杵農林振興局
- 3 縦覧期間  
平成20年11月 4 日から平成20年12月 4 日まで

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成20年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第 919号	乾燥菌体肥料	5.0乾燥菌体肥料	TN 5.0 TP 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成 2 年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月31日
宮崎県第 942号	配合肥料	有機入り 683号	TN 6.0 TP 8.0 CP 3.5 TK 3.0 CK 3.0 WK 2.0 CMg 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成11年 9 月 9 日 至 平成26年 9 月 8 日
宮崎県第 885号	蒸製毛粉	12.0蒸製毛粉	TP 12.0		南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 昭和59年 9 月25日 至 平成26年 9 月24日

（注）「保証成分量（％）」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量、CP：く溶性りん酸、CK：く溶性加里、WK：水溶性加里、CMg：く溶性苦土

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は失効した。

平成20年11月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	所在地	
宮崎県第 981号	副産動物質肥料	7.0肉粕有機	TN 7.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格の	日向農産加工株式会社	日向市大字財光寺1193番地	平成20年 6 月 30日

				とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり			
宮崎県 第 908号	蒸製骨粉	3.5蒸製骨 粉	T N 3.5 T P 20.0		日向農産加工株式 会社	日向市大字財光寺1193番地	平成20年 6 月 30日
宮崎県 第 895号	乾血及びそ の粉末	12.0乾血粉 末	T N 12.0		日向農産加工株式 会社	日向市大字財光寺1193番地	平成20年 6 月 30日
宮崎県 第 926号	混合有機質 肥料	ひむか 6 号	T N 6.0 T P 6.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	日向農産加工株式 会社	日向市大字財光寺1193番地	平成20年 6 月 30日
宮崎県 第 890号	混合有機質 肥料	ミートンエ ース 5 号	T N 5.0 T P 13.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	日向農産加工株式 会社	日向市大字財光寺1193番地	平成20年 6 月 30日
宮崎県 第 891号	混合有機質 肥料	ミートンエ ース 6 号	T N 6.0 T P 5.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	日向農産加工株式 会社	日向市大字財光寺1193番地	平成20年 6 月 30日
宮崎県 第 938号	なたね油か す及びその 粉末	なたね油か すペレット	T N 5.0 T P 2.0 T K 1.0		南日本くみあい飼 料株式会社	鹿児島市鴨池新町15番地	平成20年 7 月 22日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量、T K : 加里全量

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第26号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成20年11月 4 日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

#### 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
核燃料物質等 危険物運搬警 備	2 級	平成21年 2 月 3 日(火)午前 9 時30分から午 後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 9 時から 9 時30分までに済ませること。

#### 2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

#### 3 定員

15人

#### 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

#### 5 検定申請手続

##### (1) 受付期間、時間

平成20年12月 1 日(月)から12月12日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

##### (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

##### (3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真 2 枚(申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

#### 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

## (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 核燃料物質等危険物に関すること。

エ 車両に関する伴走及び周囲の見張りに関すること。

オ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の内容

ア 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

## 宮崎県公安委員会公告第27号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成20年11月4日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

## 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
核燃料物質等危険物運搬警備	1 級	平成21年 2 月 4 日(木)午前 9 時30分から午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 9 時から 9 時30分までに済ませること。

## 2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

## 3 定員

15人

## 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

(2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級検定受検

資格認定書の交付を受けているもの

## 5 検定申請手続

## (1) 受付期間、時間

平成20年12月1日（月）から12月12日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

## (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

## (3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 核燃料物質等危険物運搬警備 2 級検定合格証明書の写し及び核燃料物質等危険物運搬警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。）

カ 1 級検定受験資格認定書（1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

## (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 核燃料物質等危険物に関すること。

エ 車両に関する伴走及び周囲の見張りに関すること。

オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

カ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の内容

ア 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のた

めに必要な範囲でのみ利用する。

- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。